

京都市教育委員会教育長告示第9号

京都市久世ふれあいセンター条例第5条ただし書の規定に基づき、京都市久世ふれあいセンター図書館（久世ふれあいセンターの図書施設をいう。）を次のとおり臨時に休館します。

平成18年12月15日

京都市教育委員会

教育長 門川大作

臨時に休館する日 平成19年3月6日から同月9日まで

（中央図書館図書課）